

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市行政改革方針(変更案)及び桐生市行政改革方針後期実施計画(案)
意見募集の趣旨	平成 31 年 3 月に策定した桐生市行政改革方針について、これまでの行政改革の取組実績や新たな財政推計を踏まえて、内容の一部変更に向けた取組を行っています。 また、桐生市行政改革方針実施計画については、令和 6 年度からの後期 5 年間の計画は途中段階で見直しを行うこととしていることから、コロナ禍や DX 推進などの本市を取り巻く環境の変化を反映させた後期実施計画の策定についても取り組んでいます。 つきましては、市民の皆様のご意見を反映した内容とするため、広く市民の皆様のご意見を募集いたします。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 5 年 12 月 21 日 (木) ～令和 6 年 1 月 19 日 (金)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 7 階 DX 推進室へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所 DX 推進室あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・dx-suishin@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	特になし
担当	総務部 DX 推進室 業務プロセス担当 電話 0277-46-1111 (内線 558)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。